

健全化判断比率・資金不足比率の算定のために 新たに必要となる主な事務について

1. 健全化判断比率等の算定について

以下に掲げる事務は、健全化判断比率や資金不足比率の算定のために新たに必要となるものであり、基礎数値の把握等に一定の時間を要することが見込まれるものである。
円滑な算定作業のためには、これらの事務に早期に着手することが望まれる。

- ・ 宅地造成事業において保有する販売用土地の時価評価額の把握（様式2③表）
- ・ 資金の不足額がある公営企業会計に関し、解消可能資金不足額の算定基礎となる、これまでの元金償還額や減価償却費など、法非適用企業も含めた公営企業に係る財政関係の数値の把握（様式2②表）
- ・ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額の算定基礎となる勤続年数ごとの職員数の把握及び退職手当支給業務を処理させている組合に対する納付・返還見込額の算定（様式4⑤表）
- ・ 土地開発公社が保有する販売用土地の時価評価額の把握（様式4⑥B-D表）
- ・ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定基礎となる第三セクター等の財務諸表等の確認（様式4⑥F表）
- ・ 加入する組合等が起こした地方債の償還等に係る構成団体間の負担割合の調整及び当該組合等に係る基礎数値（地方債残高や連結実質赤字額等）の把握（様式4④・⑦表）

2. 監査委員による審査等について

総務省としては9月下旬に全団体の健全化判断比率等を暫定値として公表することを予定しているところである。健全化判断比率等は、監査委員の審査を経た後、議会報告や住民への公表が行われることとされているため、監査委員による審査については、従前の決算審査の時期を早めることも含め、健全化判断比率や資金不足比率の審査時期との相互調整が必要となることがある。

また、従来¹の決算審査にはない審査項目が多くあることから、監査事務局と財務部局が事務作業についての十分な共通理解を得た上で、連携を図ることが重要となる。